

## 第30回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和元年12月18日(水)午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (12名)

会長	11番	岩楯 重治			
会長職務代理	12番	眞利子 隆			
委員	1番	松丸 直義	2番	村山 雅美	
	3番	関口 賢一	4番	大場 幸一	
	6番	佐久間 梅吉	7番	田嶋 正剛	
	8番	芦田 正之	9番	田島 勝	
	10番	橋本 智明	13番	石川 善一	

4. 欠席委員 (1名)

5番 山寄 一男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

農産係長 出口 耕太郎

主任 中倉 由美子

主事 宮代 祐輔

## 7. 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より第30回江戸川区農業委員会を開会します。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。大場委員さんと佐久間委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により書類を受理しましたので、報告します。件数は3件です。転用場所・内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長

報告第1号について、質問等ございませんか。

岩楯会長

報告第1号の2について、共有名義とのことですが、所有者同士はどのようなご関係ですか。

事務局

祖母と孫の関係と伺っています。

岩楯会長

わかりました。

議 長

その他に質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

次に、報告第2号をお願いします。

事務局

報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により書類を受理しましたので、報告します。件数は4件です。転用場所・内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長

報告第2号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いいたします。

事務局 議案第1号租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて) についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。議案第1号の1の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆、生産緑地指定箇所としては3箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年4月4日～平成31年4月3日です。続いて議案第1号の2の土地の所在地番です。議案書記載のとおり6筆、生産緑地指定箇所としては4箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年4月12日～平成31年4月11日です。続いて議案第1号の3の土地の所在地番です。議案書記載のとおり2筆、生産緑地指定箇所としては1箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年4月19日～平成31年4月18日です。続いて議案第1号の4の土地の所在地番です。議案書記載のとおり4筆、生産緑地指定箇所としては3箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年3月29日～平成31年3月28日です。以上でございます。

議 長 議案第1号の1について、現地確認をした山寄委員がご欠席のため、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは報告いたします。12月3日に山寄委員と事務局の酒井主査、中倉で●●さんの現地確認を行いました。●●さんの農地は全て鉄骨ハウスであり、ふれあい農園を行っています。ハウス内ではちょうどお正月用の小松菜が作付けされておりました。夏には同じくふれあい農園で枝豆を作付けされており、一年を通して管理が行き届いておりました。農地としてきちんと整備されておりましたのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 続いて議案第1号の2について、田島委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

田島委員 それでは報告いたします。12月2日に、事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。●●さんの畑は全て鉄骨ハウスであり、4箇所ございます。西篠崎の畑では通年で小松菜の栽培がされており、家族及びパートさんで月に2.5トン、契約で出荷されています。現地確認当日もパートさんが小松菜を収穫されており、別の畑ではご家族で別に出荷する小松菜を収穫されておりました。夏にはトマトの直売をされており、年間を通して適正に管理されています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 続いて議案第1号の3について、関口委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

関口委員

それでは報告いたします。12月3日に事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。●●さんの畑は西葛西駅に近く、高い建物に囲まれています。きれいに耕作されており、今は秋のサツマイモの収穫が終わり、終わった殻が畑の隅に積まれておりました。また、畑の一部では絹さや、ネギ、キャベツの苗が作付けされており、空いている畑もきれいに管理されていました。市場出荷はせず、主に庭先販売や自家消費をされているとのことでした。農地としてきちんと管理されておりましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

続いて議案第1号の4について、大場委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

大場委員

それでは報告いたします。12月3日に事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。●●さんの畑ですが3箇所あり、現地確認を行った際は、畑の一部に自家消費用のネギが植えられており、それ以外の場所は雑草が少なく耕作可能な状態で管理されておりました。また3箇所ある畑の1箇所は来年の4月から区民農園として利用されると伺いました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただいま区民農園の話がありましたが、新たに施行された都市農地貸借円滑化法により生産緑地において別の方に作物を作ってもらうことで生産緑地及び相続税納税猶予の適用が受けられるようになっていきます。ぜひとも農業委員の皆さんには、自分では農業を続けられないという人に対し新たな制度のPRと農業委員会への相談を徹底していただきたいと思います。

議 長

地区担当委員さん及び事務局の証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長

以上をもって、議事を終了いたします。